

## 正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(5)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(5)	(1)	(2)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
44%	94%	66%	94%	83%	96%	94%	96%	96%	88%

## 1 皇位の継承

正解 (5)

- (1) 正しい。 憲法2条は、枝文の旨定めている。
- (2) 正しい。 憲法2条は、皇位継承について世襲制をとることを定めている。ここにいう「世襲」とは、皇位継承の資格が、天皇の血統に属する者に限定されることである。
- (3) 正しい。 皇室典範を改正することによって皇位継承の順序（皇室典範2条）を変更することは可能である。
- (4) 正しい。 天皇が養子をすることは世襲制に反する（皇室典範9条）。
- (5) 誤り。 憲法は世襲制だけを定め、他に継承の資格を制限していない。したがって、継承の資格を男系の男子に限定している皇室典範（1条）を改正すれば、女子の皇位継承も認められる。

## 2 内閣総理大臣の地位と権能

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（憲法67条1項前段）。
- (2) 誤り。 憲法68条2項の「任意に」とは、内閣総理大臣が、単独で国務大臣を罷免できることである。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（憲法75条本文）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最大判平7・2・22 ロッキード事件丸紅ルート）。
- (5) 正しい。 「内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。」（憲法70条）。

## 3 行政処分の意義・効力・種類

正解 (3)

- (1) 妥当。 枝文のとおり。
- (2) 妥当。 枝文のとおり。
- (3) 妥当でない。 下命とは、国民に対して、一定の行為を行うように命じ、

又は行わないように命じることであるが、その効果が第三者に及ぶものではない。

- (4) 妥当。 枝文のとおり。
- (5) 妥当。 枝文のとおり。

#### 4 凶器の捜検 正解 (1)

- (1) 誤り。 本条項にいう逮捕とは、広く刑事訴訟に関する法律に基づく身体の拘束全体を意味する。
- (2) 正しい。 本条項にいう凶器とは、用法によっては人を殺傷できる、こん棒などの用法上の凶器も含まれる。
- (3) 正しい。 本条項は、警察官に即時強制の権限を認めたものであるから、本人の意思に反しても強制的に行うことができる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

#### 5 放火罪 正解 (1)

- (1) 誤り。 判例は、刑法 110 条 1 項の放火罪が成立するためには、公共の危険の発生までを認識する必要はないとしている（最判昭 60・3・28）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑法 111 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（大判大 2・3・7）。放火罪は公共的危険犯であり、その罪数は、発生した公共の危険の数が基準となる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 殺人罪と非現住建造物等放火罪が成立し、両罪は併合罪となる（大判大 6・4・13）。

#### 6 業務に対する罪 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 業務妨害罪にいう「業務」とは、金銭その他の財物を、委託を受けて保管することを内容とするものに限られない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（東京高判昭 27・7・3）。偽計業務妨害罪にいう「偽計を用いて」とは、人を欺罔・誘惑し、あるいは人の錯誤・不知ぎもを利用する手段を用いることをいう。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。現実に業務遂行が妨害されたことを要しない（大判昭 11・5・7）。

## 7 住居を侵す罪

正解 (2)

- (1) 誤り。 住居侵入罪は継続犯である。
- (2) 正しい。 ホテルや旅館の一室も「住居」に当たる。
- (3) 誤り。 犯罪目的での立入りに対する承諾は、任意かつ真実の承諾とはいえ、住居侵入罪が成立する。
- (4) 誤り。 建造物とその敷地を他から明確に画するとともに、外部からの干渉を排除する作用を果たしているような塀は、刑法 130 条にいう「建造物」の一部を構成するものとして、建造物侵入罪の客体に当たる（最決平 21・7・13）。
- (5) 誤り。 はじめから違法に侵入して退去しない場合、住居侵入罪のみが成立する。

## 8 自首

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 245 条・241 条 1 項）。
- (2) 正しい。 犯罪事実と犯人は判明し、犯人の所在が不明の場合、自首は認められない（最判昭 24・5・14）。
- (3) 正しい。 自首の認定において、調書の有無や形式は問われない（東京高判昭 27・12・18）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。弁解録取書の作成は、被疑者を逮捕したとき「直ちに」行わなければならない（刑訴法 203 条、犯捜規範 130 条）。
- (5) 誤り。 犯人は、自首をするに当たって、供述拒否権を放棄して自首をするのであるから、自首調書作成の際に供述拒否権の告知は不要である。

## 9 緊急逮捕の実質的要件

正解 (1)

- (1) 誤り。 緊急逮捕は、事前の司法審査が行われていないため、通常逮捕より高度の嫌疑が必要とされる。
- (2) 正しい。 凶器準備集合罪（刑法 208 条の 2 第 1 項）の法定刑は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金であり、緊急逮捕の対象とならない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないうとき」（刑訴法 210 条 1 項）とはいえない。
- (4) 正しい。 逮捕は、事件を単位として行われるので（事件単位の原則）、緊急逮捕の対象とならない罪について併せて逮捕することはできない。
- (5) 正しい。 逮捕の必要性の要件は緊急逮捕においても備わっていなければならない。

10 搜索差押許可状の夜間執行

正解（2）

- （1） 正しい。 枝文のとおり。
- （2） 誤り。 搜索差押許可状に夜間執行を許可する旨の記載を求める刑訴法116条1項は、住居主等の承諾による夜間の搜索・差押えを排除するものであるから、会社側から日没後の搜索を要望した場合であっても、搜索差押許可状に夜間執行許可の記載が必要である。
- （3） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法222条3項・117条2号）。
- （4） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法222条3項・116条2項）。
- （5） 正しい。 人の身体の搜索や所持品の搜索・差押えについては、夜間執行の制限を受けない。